

第 80 号議案

令和 2 年 3 月 26 日
任 用 給 与 課

令和 2 年東京都職員給与等実態調査の実施について

このことについて、地方公務員法第 8 条の規定に基づき、「令和 2 年東京都職員給与等実態調査実施計画」のとおり令和 2 年東京都職員給与等実態調査を実施することとし、別紙案のとおり同実施要綱を決定する。

令和2年東京都職員給与等実態調査実施計画

項目	内容																
1 目的	(1) 都職員の給与・報酬及び人員構成の実態を把握し、給与・報酬制度及び任用制度の研究に必要な基礎資料を得ること。 (2) 給与勧告の基礎となる公民比較の資料を得ること。																
2 調査時点	令和2年4月1日																
3 調査対象職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象職員</th> <th>【参考】 平成31年調査における職員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)「職員の給与に関する条例」適用職員</td> <td>94,631</td> </tr> <tr> <td>(2)「学校職員の給与に関する条例」適用職員</td> <td>63,224</td> </tr> <tr> <td>(3)「東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員</td> <td>12,403</td> </tr> <tr> <td>(4)再任用職員</td> <td>5,879</td> </tr> <tr> <td>(5)任期付職員</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>(6)会計年度任用職員(アシスタント職を除く)</td> <td>13,303</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>189,747</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)、(2)及び(3)については再任用職員を除く。 ※(6)は、平成31年度までは一般職非常勤職員</p>	調査対象職員	【参考】 平成31年調査における職員数(人)	(1)「職員の給与に関する条例」適用職員	94,631	(2)「学校職員の給与に関する条例」適用職員	63,224	(3)「東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員	12,403	(4)再任用職員	5,879	(5)任期付職員	307	(6)会計年度任用職員(アシスタント職を除く)	13,303	計	189,747
調査対象職員	【参考】 平成31年調査における職員数(人)																
(1)「職員の給与に関する条例」適用職員	94,631																
(2)「学校職員の給与に関する条例」適用職員	63,224																
(3)「東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」適用職員	12,403																
(4)再任用職員	5,879																
(5)任期付職員	307																
(6)会計年度任用職員(アシスタント職を除く)	13,303																
計	189,747																
4 調査事項	「令和2年東京都職員給与等実態調査入力ファイルレイアウト」記載のとおり。																
5 調査方法等	各任命権者に、「令和2年東京都職員給与等実態調査実施要綱」により、調査事項を収録したデータの作成を依頼し、同データに基づき集計作業を行う。																
6 調査結果の利用	(1) 給与関係項目・報酬関係項目 給与勧告や給与・報酬制度の検討資料とする。また、調査結果の一部については、給与勧告書に資料として掲載する。 (2) 任用関係項目 任用制度の検討資料とする。また、調査結果の一部から「都職員の構成」を作成する。																
7 調査日程	3月下旬 各任命権者へ調査依頼 5月8日 会計年度任用職員以外のデータ提出期限(公営企業を除く) 5月22日 会計年度任用職員以外のデータ提出期限(公営企業) 7月17日 会計年度任用職員データ提出期限(全任命権者) 8月末まで 集計・分析																

【参考】地方公務員法(抄)

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第8条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- 二 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。

《昨年からの変更点》

地方公務員法等の改正に伴い、調査対象を一般職非常勤職員から会計年度任用職員に変更する。新たに一般職として任用される会計年度任用職員の職員給与等実態調査については、以下のとおりとする。

項目	内容
1 調査対象職員	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員（アシスタント職を除く）
2 調査事項	平成 31 年までの一般職非常勤職員対象の調査項目から、以下の項目を除いたものを調査事項とする。 【任用関係】 ・任用方法（公募か否か） ・再度の任用回数 【報酬関係】 ・居住地

(参考：昨年までの調査項目)

平成31年東京都職員給与等実態調査入力ファイルレイアウト
(一般職非常勤職員)

調査項目	所属コード			整理番号	性別	出生年月日				年齢	職名	任用年月日				任用方法	再度の任用回数	主任区分	職務内容	勤務形態			居住地		第一種報酬		第二種報酬		超過勤務時間 (前年度)							
	局	部	課			元号	年	月	日			元号	年	月	日					勤務時間区分	日	時間	分	都道府県	区市町村	報酬区分	第一種報酬額 (単価)	第二種報酬額 (単価)		通勤方法						

→ 報酬関係項目

令和2年東京都職員給与等実態調査実施要綱

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条の規定に基づき、職員等の給与等の実態を把握し、給与制度及び任用制度等の研究に必要な基礎資料を得ることを目的とし、その他の目的には使用しない。

2 調査時点

令和2年4月1日

3 調査の対象

以下に該当する職員で、令和2年4月1日現在、在職する職員とする。ただし、臨時的任用職員並びに妊娠出産休暇及び育児休業の承認に伴う臨時的任用教職員については対象外とする。

- (1) 「職員の給与に関する条例」（昭和26年東京都条例第75号）又は「学校職員の給与に関する条例」（昭和31年東京都条例第68号）（併せて以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員
- (2) 「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号。以下「任期付職員採用条例」という。）又は「東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第162号。以下「任期付研究員採用条例」という。）の適用を受ける職員
- (3) 「東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員（以下「公営企業職員」という。）のうち、同条例第18条の適用を受ける職員以外の職員
- (4) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（アシスタント職を除く。以下「会計年度任用職員」という。）

4 調査事項及び調査方法

(1) 調査事項

別記「令和2年東京都職員給与等実態調査入力ファイルレイアウト」（以下「入力ファイルレイアウト」という。）記載のとおり。ただし、以下の職員については、給与関係項目・報酬関係項目を除く。

- ① 公営企業職員
- ② 休職者、結核休養者、育児休業中の者、育児短時間勤務の者
- ③ 「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」（昭和63年東京都条例第12号）による派遣職員
- ④ 都から給与が支給されていない他官公庁等への派遣職員
ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17による派遣職員

イ 「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」（平成13年東京都条例第133号）による公益的法人等への派遣職員

(2) 調査方法

各任命権者に、入力ファイルレイアウトの調査事項を収録したデータの作成を依頼し、同データに基づき集計作業を行う（詳細は「令和2年東京都職員給与等実態調査データ作成要領」による。）。

5 データ提出期限

(1) 会計年度任用職員以外の職員

公営企業職員以外 令和2年5月8日（金）12:00まで

公営企業職員 令和2年5月22日（金）12:00まで

(2) 会計年度任用職員 令和2年7月17日（金）12:00まで

令和2年東京都職員給与等実態調査入力ファイルレイアウト (会計年度任用職員)

※ アシスタント職を除く。

調査項目	所属コード			整理番号	性別	出生年月日				年齢	職名	任用年月日				主任区分	職務内容	勤務形態			第一種報酬		第二種報酬		超過勤務時間 (前年度)										
	局	部	課			元号	年	月	日			元号	年	月	日			勤務時間区分	日	時間	分	報酬区分	第一種報酬額 (単価報酬額)	通勤方法		第二種報酬額 (単価報酬額)									

└─ 報酬関係項目